

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 25 日

各

〔	都 道 府 県	〕
	保健所設置市	
	特 別 区	

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

医療法第 27 条の規定に基づく MRI 搭載車移動式医療装置の使用前検査及び
使用許可の取扱いについて

医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 27 条の規定に基づく
使用前検査及び使用許可については、「医療法第 27 条の規定に基づく病院等
の使用前検査及び使用許可の取扱いについて」（平成 12 年 6 月 8 日付け健政発
第 707 号厚生省健康政策局長通知。以下「平成 12 年通知」という。）、「医療法第
27 条の規定に基づく CT 搭載車等移動式医療装置の使用前検査及び使用許可の
取扱いについて」（平成 20 年 7 月 10 日付け医政発第 0710005 号厚生労働省医政
局長通知。以下「平成 20 年通知」という。）等に基づき、都道府県知事等におい
て実施されています。

令和 7 年の「地方分権改革に関する提案募集」に基づき取りまとめられた「令
和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）」
において、「MRI 搭載車移動式医療装置の使用前検査及び使用許可（27 条）の取
扱いについては、「医療法第 27 条の規定に基づく CT 搭載車等移動式医療装置の
使用前検査及び使用許可の取扱いについて」（平 20 厚生労働省医政局長通知）
における CT 搭載車移動式医療装置に準ずる医療装置に該当し、本通知に基づい
た取扱いが可能であることを明確化する方向で検討し、令和 7 年度中に結論を
得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされたことを踏まえ、今般、
下記のとおり整理しましたので、内容について御了知の上、その運用に遺漏なき
ようお願いいたします。

記

- 平成 20 年通知においては、CT 搭載車移動式医療装置及びこれに準ずる医療
装置を医療機関に附属する形で一体の構造設備として都道府県知事による使
用前検査及び許可を受けた場合であって、当該使用前検査及び許可を受ける

に当たり、都道府県知事に対して当該医療装置を一定期間にわたり定期的かつ継続的に使用することを報告しているときは、当該使用前検査及び許可を受けた後に当該医療装置を移動させたとしても、診療用放射線に関する構造設備の内容を変更する場合には該当しないこととされている。

なお、同通知においては、当該医療装置を使用する場合にあっては、平成 12 年通知において示す申請者による自主点検を行うこととされ、また、自主検査結果に関する必要書類を適正に作成、管理及び保存することとされている。

- MRI 搭載車移動式医療装置についても、使用前検査及び許可に関しては、平成 20 年通知における CT 搭載車移動式医療装置に準じて同様の取り扱いが可能であり、都道府県等におかれては、当該通知に基づき適切に運用いただきたい。